

専決処分の報告について

(（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業)

1 事業名 （仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業
 (令和3年第1回定例会議決)

<本契約締結日> 令和3年3月22日

<事業期間> 本契約締結日から令和21年3月31日まで

<相手方> 青森ひと創りサポート株式会社 代表取締役 黒川 明彦

本事業は、設計、建設に加え、15年間の維持管理・運営業務を一体で事業契約を締結。

○地方自治法(抄)

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。

二~八 (略)

○当初契約額 : 10,774,063,520円

○第1回変更後契約額 [令和5年2月専決]

: 11,163,327,120円 (当初比 389,263,600円増 3.61%増)

○第2回変更後契約額 [令和6年3月専決]

: 11,496,517,120円 (当初比 722,453,600円増 6.71%増)

○第3回変更後契約額 [令和7年1月専決]

: 11,623,262,879円 (当初比 849,199,359円増 7.88%増)

2 変更内容

(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 事業契約書(第67条及び別紙6第4項)の物価変動に基づく改定は、維持管理・運営費(サービス対価C)、修繕・更新費(サービス対価D)、光熱水費(サービス対価E)の費用については、事業契約に定めた額を基準額とし、業務毎の指標について、前回改定年度の物価変動を勘案して設定した改定率を乗じ、各業務の費用として反映させることとしている。

このたび、前回改定時の令和5年度から令和6年度までの指標の変動率が3%以上の変動が認められたことから、事業契約書に基づき、物価変動による契約金額の増額変更を行ったもの。

区分	指標		
	令和5年度(a)	令和6年度(b)	変動率(b/a)
維持管理・運営費(サービス対価C)	103.9	107.9	3.84%
修繕・更新費(サービス対価D)	103.9	107.9	3.84%
光熱水費(サービス対価E)	106.6	114.9	7.78%

※指標

維持管理・運営費(サービス対価C)及び修繕・更新費(サービス対価D)は「賃金指数」(厚生労働省公表)、光熱水費(サービス対価E)は「消費者物価指数」(総務省統計局公表)を適用

3 契約金額

区分	金額	処理
変更前契約	11,623,262,879円	令和7年1月30日専決処分
変更後契約 (第4回変更後契約)	[前回との比較] 増 123,073,247円 [当初]との比較 増 972,272,606円 (9.02%増)	令和8年1月30日専決処分 令和8年第1回定例会報告予定

